

ID: 31-1

担当部署: 財政課

<b>処分の概要</b>	過料		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町公共物管理条例 第17条		
<b>例 規 番 号</b>	平成13年条例第14号		
<p><b>【基準】</b>                      第17条の規定による。                      第17条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p>			
<b>備考</b>			
<p><b>【共通担当部署】</b>                      財政課                      建設水道課</p>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日